

○木更津市入札参加業者主観点数算定事務要領

(昭和48年7月3日決定)

改正	昭和55年 8月 1日	昭和61年 3月14日
	昭和56年11月25日	平成元年 5月25日
	昭和58年 6月29日	平成12年 3月31日
	昭和58年 8月10日	平成14年 2月 1日
	昭和59年 3月23日	平成15年 3月31日
	昭和59年12月 3日	平成24年 4月 1日
	昭和60年 3月30日	

(目的)

第1条 この要領は、木更津市入札参加者資格審査基準（昭和56年木更津市告示第46号）第4条第2号に定める主観点数の算出に関して必要な事項を定めるものとする。

(評価項目)

第2条 主観点数は、工種ごとに次の各号に掲げる項目について評価し、付与するものとする。

- (1) 工事成績
- (2) 労働福祉の状況

(工事成績の評価対象)

第3条 工事成績は、次の各号に掲げる期間に完成検査が終了した工事のうち、請負金額が130万円を超える工事について、評価する。

- (1) 入札参加資格審査申請が当初申請にかかるものは、当該申請日が属する年の前年の1月1日から当該申請日が属する年の12月31日までの2年間。
- (2) 入札参加資格審査申請が随時申請にかかるものは、当該申請日が属する年の前々年の1月1日から当該申請日が属する年の前年の12月31日までの2年間。

2 共同企業体の構成員は、共同企業体の工事成績を評価に加えるものとする。

(工事成績の付与点数)

第4条 各工種の付与点数は、同工種の評価対象工事における木更津市工事成績評定表の作成等要領（平成14年4月1日施行）に規定する評定点合計の前条第1項期間の平均点数（以下「平均点」という。）により次のとおりとする。

平均点	付与点数
60点未満	0点
60点	24点
60点超 70点以下	28点
70点超 80点以下	32点
80点超 90点以下	36点
90点超 100点以下	40点

(労働福祉の状況)

第5条 入札参加資格審査申請時において、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）

第8条に規定する労働災害防止協会に加入しているときは、4点を付与する。

附 則（昭和55年8月1日）

この要領は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則（昭和56年11月25日）

この要領は、昭和56年12月1日から施行する。

附 則（昭和58年6月29日）

この要領は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則（昭和58年8月10日）

この要領は、昭和58年8月10日から施行する。

附 則（昭和59年3月23日）

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月3日）

この要領は、昭和59年12月4日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日）

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月14日）

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年5月25日）

この要領は、平成元年6月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日）

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月1日）

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日）

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。